

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 京都府京都市伏見区横大路千両松町43番地の15

名称 クリーンスペース株式会社

代表取締役 橋本 味永子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事

仁坂吉伸

許可の年月日 令和3年8月4日

許可の有効年月日 令和8年8月3日



1. 事業の範囲

取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1) 廃油（揮発油類、灯油類若しくは軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロヘキサン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 2) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チウラム、シマゾン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、1,4-ジオキサン若しくはグリコジン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 3) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チウラム、シマゾン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、1,4-ジオキサン若しくはグリコジン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 4) 感染性産業廃棄物
- 5) 廃水銀等
- 6) 鉛さい（水銀又はその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 7) 廃石綿等
- 8) ばいじん（水銀若しくはその化合物、1,4-ジオキサン、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はグリコジン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 9) 燃え殻（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はグリコジン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 10) 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チウラム、シマゾン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはグリコジン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設
なし3. 許可の条件
なし

4. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無